

令和7年度武道ツーリズム推進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度武道ツーリズム推進事業業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務目的

本事業は、日本文化を体験できる武道による新たな体験コンテンツやツアーを造成し、武道ツーリズムによるインバウンド誘客に向けた事業を構築、推進することを目的とする。

4 委託業務内容

(1) ターゲット分析

静岡県インバウンドの状況分析を行い、課題等を整理をし、武道ツーリズムへの訴求効果が高いターゲットを設定すること。

(2) 体験コンテンツ及びツアーの企画、開発

ア 体験コンテンツの造成

県内の武道資源を活用した体験コンテンツを造成すること。

造成コンテンツ数は2以上とする。

イ ツアーの造成

アで造成したコンテンツに、(1)で設定したターゲット層の興味関心やトレンドを意識した要素を組み込んだツアーを造成すること。

造成ツアー数は2以上とする。

(3) プロモーションの実施

動画、写真等により造成したコンテンツ及びツアーをターゲット層に効果的にPRするためのプロモーションツールを作成すること。

なお、制作したプロモーションツールの著作権はすべて委託者に帰属し、委託者が認める別の業務で使用できるようにすること。

(4) 誘客受入体制整備に向けた検討

県内での誘客受入体制整備に向けて、武道ツーリズムの認知度拡大、機運醸成、事業等の構築に関するセミナーを開催する。

(5) その他

本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受注者が行うこと。

ただし、事前に発注者と十分協議を行い、情報共有を図ること。

5 成果物の提出

(1) 成果物

業務終了後に委託業務実績報告書と成果物を提出する。

※各1部及び電子データ一式

(2) 提出場所

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）

6 秘密保持

(1) 秘密の保持

本業務で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）を遵守しなければならない。

7 業務実施に係る留意事項

(1) 業務の円滑化のため業務全体の運営体制、緊急時の対応を決定し、委託者に報告すると共に、常にこの体制が機能するように努めること。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたって、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的な業務執行を心がけること。また、委託者から業務の実施状況に関する報告を求められた場合には、随時報告を行うこと。

(3) 契約の変更等

ア この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上決定する。

イ 委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(4) 事業実施時の安全対策について、周辺環境等に配慮し、安全に事業実施できる体制を整備すること。

8 留意事項

(1) 受託者は契約締結後、速やかに委託業務実施計画書を提出すること。

(2) 本事業の実施にあたり、必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。

(3) 本仕様書に定める以外の事項については、委託者と協議の上、決定する。

(4) 天災その他不可抗力の原因による社会情勢の変動により、契約後、当業務委託の中止または内容を変更する場合がある。

(5) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。